

○裾野市営墓地条例施行規則

平成21年12月14日

規則第22号

改正 平成22年8月2日規則第20号

平成24年6月25日規則第17号

平成25年9月6日規則第29号

平成27年3月11日規則第3号

平成28年2月24日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、裾野市営墓地条例(平成21年裾野市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条の規則で定める日)

第2条 条例第4条の規則で定める日は、墓所(条例第3条第2号に規定する墓所をいう。以下同じ。)の使用の申込みをした日とする。

(焼骨の範囲)

第3条 墓所に埋葬できる焼骨は、墓所を使用する者と次の各号のいずれかの関係に該当する者のものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族
- (2) 養親
- (3) 養子
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(公募)

第4条 市長は、墓所を使用する者を公募するものとする。

2 前項に規定する公募は、告示、市の発行する広報紙への掲載等により行うものとする。

(公募の申込み)

第5条 墓所の使用の申込みをしようとする者は、公募の期間内に、墓所使用申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市内の事業所に勤務している者にあつては、事業所が発行する在勤者であることの証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みをした者の数が公募する墓所の数以下であるときは当該申込みをした者を墓所の使用予定者(以下「使用予定者」という。)に決定するものとし、申込みをした者の数が公募する墓所の数を超えるときは抽選により使用予定者を決定するものとする。

(使用の許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により墓所の使用の許可を受けようとする使用予定者は、墓所使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第7条 条例第5条第4項に規定する使用許可証は、様式第3号による。

(管理料の納付)

第8条 使用者(条例第6条に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、毎年度5月31日(年度の途中で使用者となった者は、市長が定める日)までに管理料を納付しなければならない。

(管理料の免除の申請等)

第9条 条例第9条の規定により管理料の免除を受けようとする使用者は、墓地管理料免除申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、墓地管理料免除決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(使用料の還付請求)

第10条 条例第10条第1項の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、墓所使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(墓所使用权の承継の申請等)

第11条 条例第12条第2項の規定により墓所使用权の承継をしようとする者は、墓所使用权承継申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 使用許可証

(2) 承継の原因を証する書類

(3) 承継者の住民票の写し

(4) 使用者との関係を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、墓所使用权承継承認通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(届出)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる理由に該当したときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓所に係る工事に着手しようとするとき。 墓所工事着手届出書(様式第9号)
- (2) 墓所に係る工事が完了したとき。 墓所工事完了届出書(様式第10号)
- (3) 焼骨を埋葬し、又は改葬しようとするとき。 墓所埋葬等届出書(様式第11号)
- (4) 本籍、住所又は氏名を変更したとき。 墓所使用許可証記載事項変更届出書(様式第12号)

(使用許可証の再交付)

第13条 条例第14条第1項の規定により使用許可証の再交付を受ける使用者は、使用許可証再交付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(返還の届出)

第14条 条例第17条の規定によりその使用する墓所を返還しようとする使用者は、墓所返還届出書(様式第14号)に使用許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(墳墓等の基準)

第15条 条例第19条の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第16条 墓地内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、附属設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取しないこと。
- (3) 鳥獣等を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (4) 広告物を掲げ、又は表示しないこと。
- (5) 物品の販売その他の営利行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上支障があると認めた行為をしないこと。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、墓地の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則 (平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

項目		設置基準
設けることのできる墳墓等の種類及び数		墓石、墓誌、香炉、塔婆立て及び水鉢は各1基、灯ろうは一对、花立は一对(間口3.0mの区画にあつては二対)までとすること。
墳墓等を設ける場所		区画縁石に支障がない場所及び構造とすること。
墓石の寸法	高さ	区画縁石上部から1.6m以内とすること。
	幅及び奥行き	それぞれ0.9m以内とすること。
墓誌その他工作物の高さ		0.8m以内とすること。
その他		墓所内に樹木等の植栽を行わないこと。